

＜別冊＞ 山形市自転車ネットワーク計画

1. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

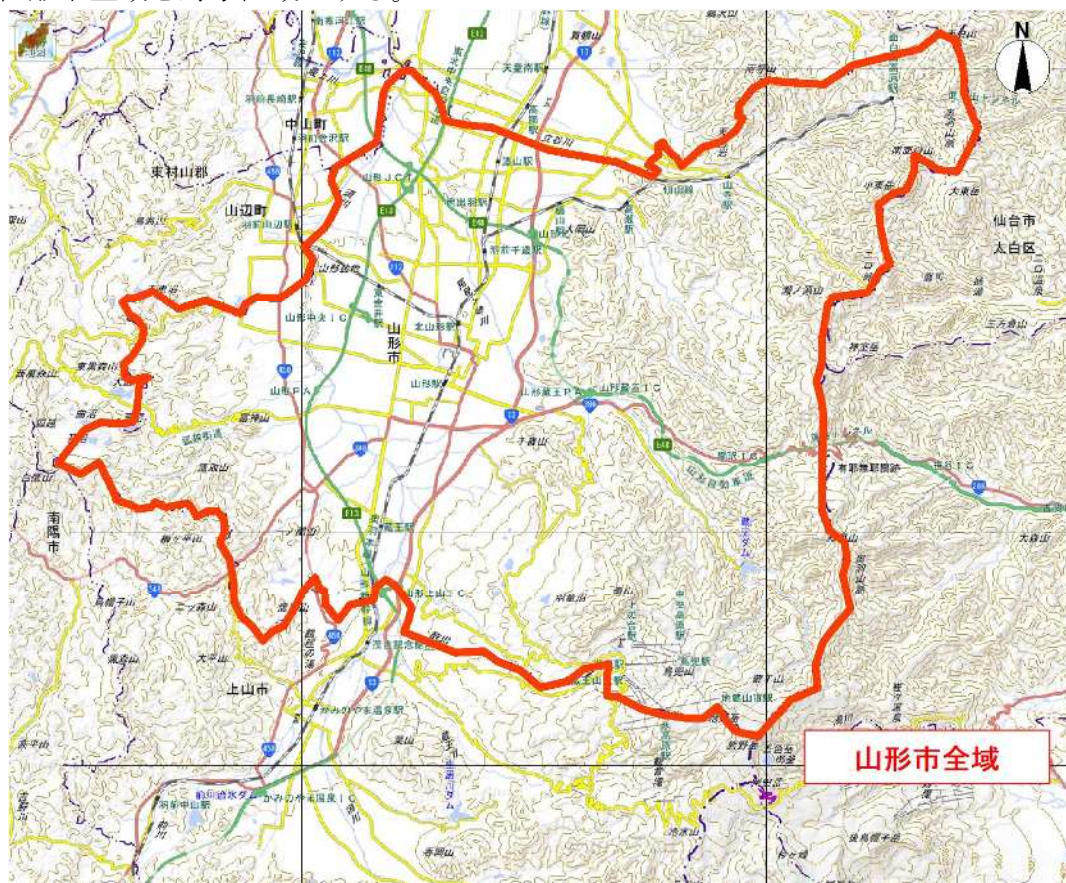
山形市自転車活用推進計画の「目標 3 自転車を利用しやすい走行空間の整備推進」を実現するための「施策 4 ①安全な自転車通行空間の整備・維持」の具体的な取組である。

(2) 目的

自転車通行空間の連続性を確保し、自転車ネットワークを構築することにより、自転車利用者・歩行者の安全な通行環境を創出する。

(3) 対象区域

山形市全域を対象区域とする。



■山形市区域地図

(4) 計画期間

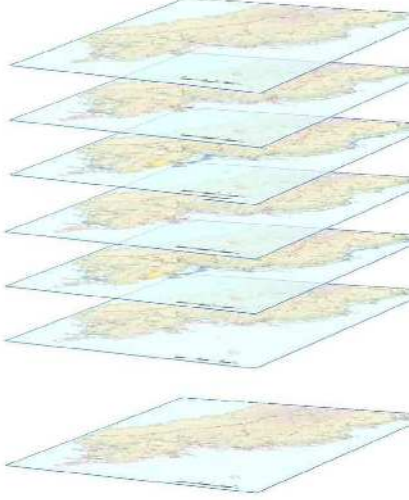
山形市自転車活用推進計画と同じく、令和 9 年度までとする。

なお、関連施策や事業の進捗、社会情勢の変化、上位・関連計画の改訂等変更が必要になった場合は、計画を適宜見直す。

2. 自転車ネットワーク路線の選定

(1) 自転車ネットワーク抽出方針

既存の道路ネットワークや計画中及び事業中の道路から、計画目標の達成のために必要となる、面的な自転車ネットワークを構成する路線を選定する。その際、以下の①～⑧のような路線を適宜組み合わせて選定する。



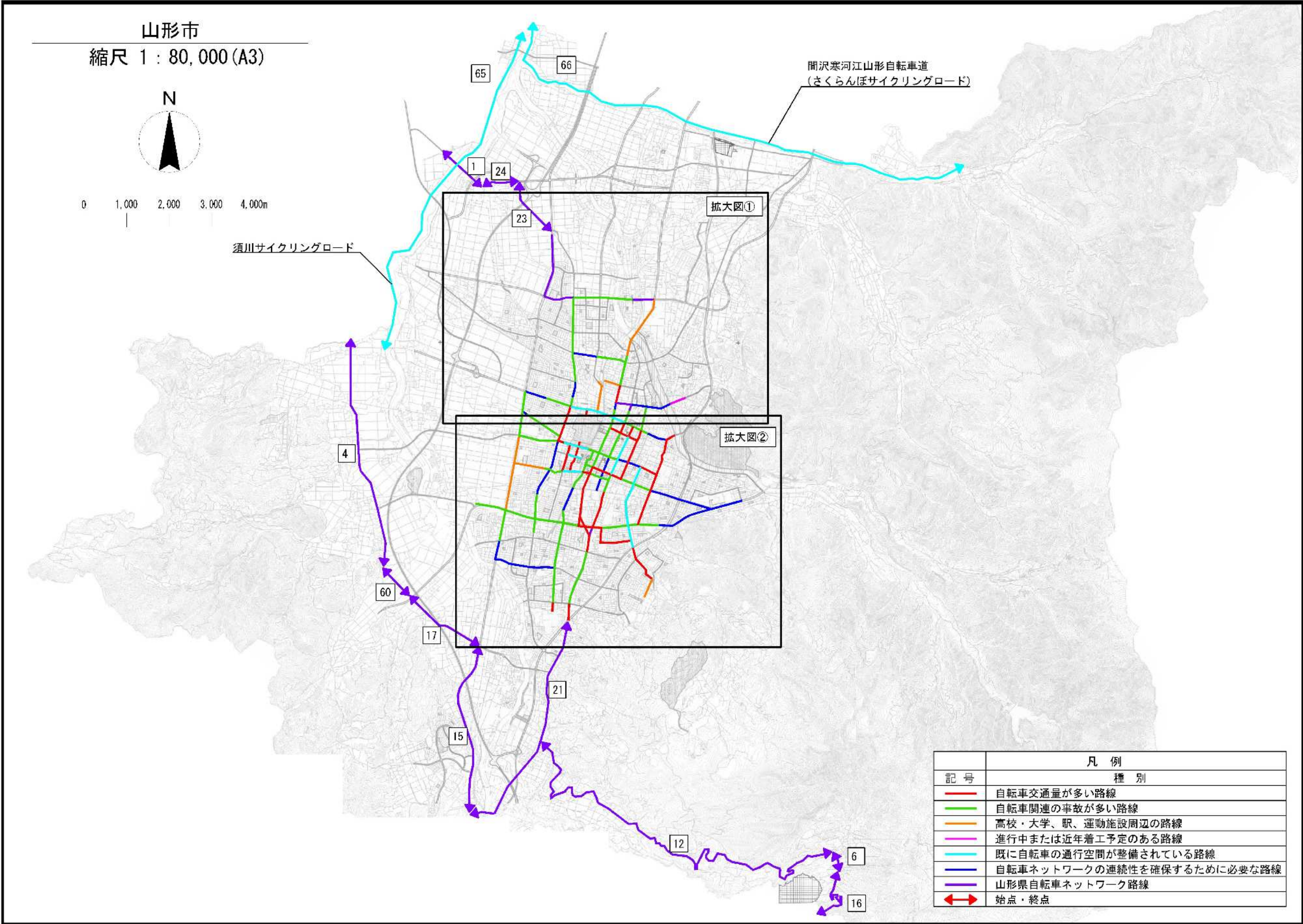
【候補路線の抽出項目（国ガイドライン）】

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 自転車通学路の対象路線
- ④ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ⑤ 自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥ 既に自転車の通行空間が整備されている路線
- ⑦ 連続性を確保するために必要な路線
- ⑧ その他路線

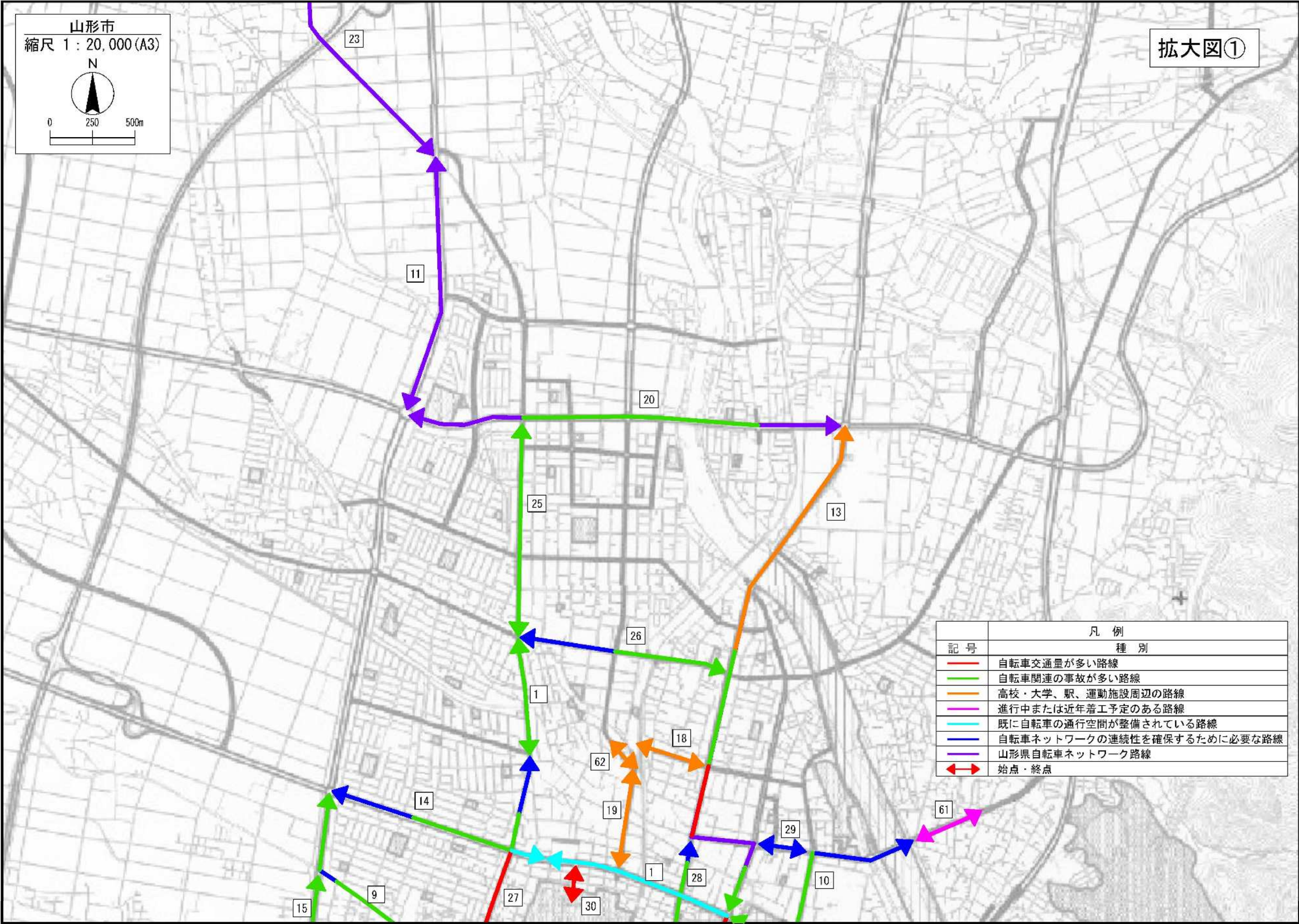
出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省）

■山形市自転車ネットワーク路線抽出方針

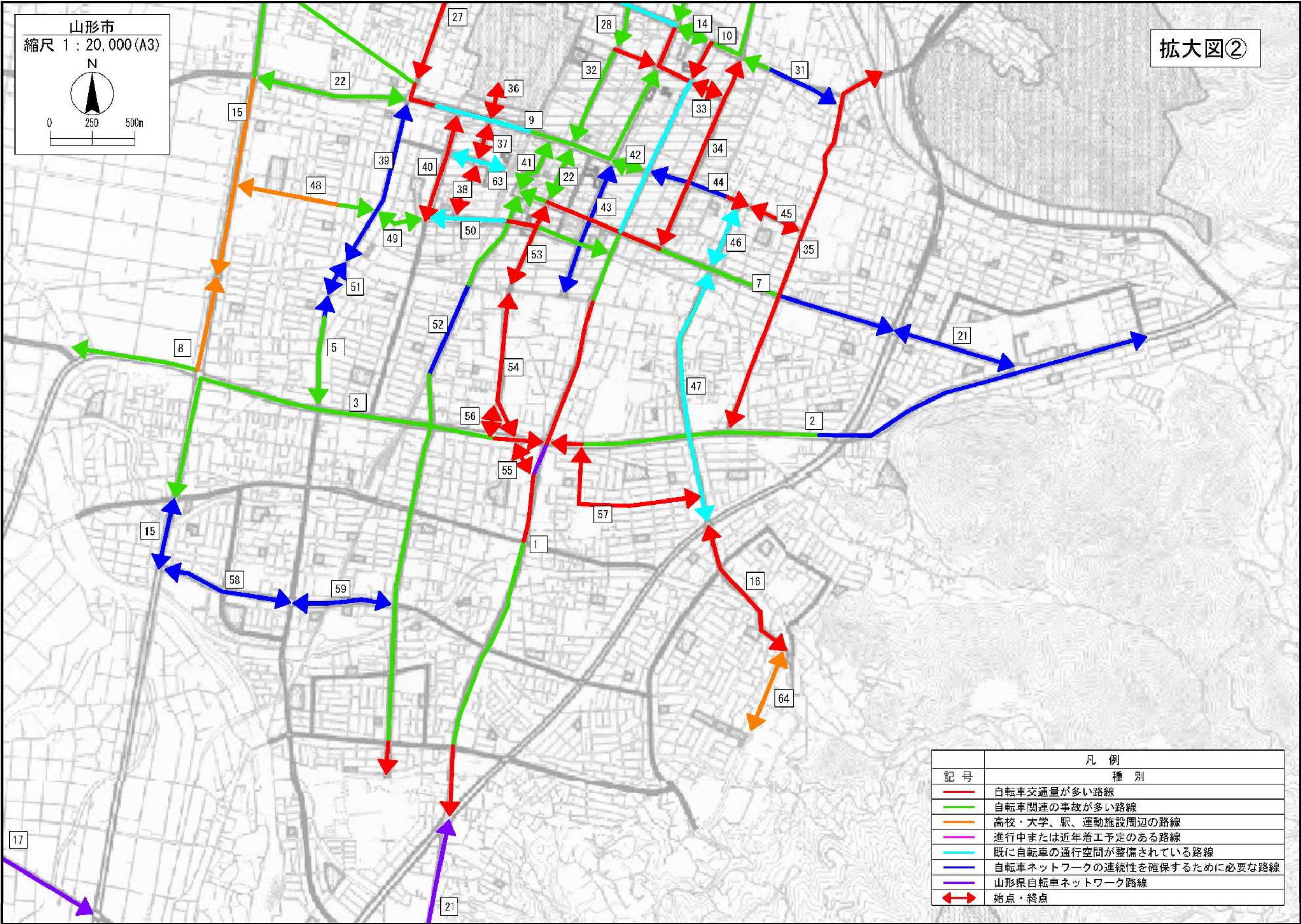
	候補路線の抽出項目（国ガイドライン）	検討事項
①	地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線	山形広域都市圏パーソントリップ調査に基づく自転車交通量の多いエリアの主な路線
②	自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線	自転車関連事故データに基づく直近3ヵ年平均2件/km以上の事故が発生している路線
③	自転車通学路の対象路線	高校・大学、駅、運動施設周辺の路線
④	地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	(①・②に該当)
⑤	自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	進行中または近年着工予定のある路線 サイクリングモデルコース（今後設定）
⑥	既に自転車の通行空間が整備されている路線	既に自転車走行空間が整備されている路線
⑦	連続性を確保するために必要な路線	自転車ネットワークの連続性を確保するための路線
⑧	その他	山形県自転車ネットワーク地域ルート



■自転車ネットワーク路線位置図 (1/3)



■自転車ネットワーク路線位置図 (2/3)



■自転車ネットワーク路線位置図 (3/3)

自転車ネットワーク路線一覧

番号	路線名	延長 (km)
1	一般国道112号	8.3
2	一般国道286号	3.7
3	一般国道348号	2.9
4	一般国道458号	5.5
5	県道5号山形南陽線	0.7
6	県道14号上山蔵王公園線	0.4
7	県道16号山形停車場線	2.3
8	県道17号山形白鷹線	1.4
9	県道18号山形朝日線	3.5
10	県道19号山形山寺線	1.6
11	県道20号山形羽入線	1.6
12	県道21号蔵王公園線	10.9
13	県道22号山形天童線	3.4
14	県道49号山形山辺線	2.0
15	県道51号山形上山線	5.2
16	県道53号山形永野線	2.8
17	県道170号蔵王成沢長谷堂線	2.0
18	県道172号北山形停車場大野目線	0.3
19	県道173号北山形停車場城北線	0.6
20	県道174号大野目内表線	2.6
21	県道267号十日町山形線	6.1
22	県道271号下原山形停車場線	1.3
23	県道274号中野長町線	1.4
24	県道275号大森中野線	0.9
25	下条今塚線	1.3
26	両所宮線	1.3
27	下条城西線	1.3
28	八幡石小橋町線	0.6
29	薬師町通線	0.3
30	城北6号線	0.2
31	新築西通緑町線	0.7
32	霞城公園東幹線	0.9
33	旭座前通線	0.2
34	諏訪神社七日町線	1.2
35	前田双月線	2.3
36	霞城公園南口1号線	0.1
37	霞城公園南口2号線	0.2
38	霞城公園南口3号線	0.3
39	城南上町線	1.1
40	上町城南線	0.6

番号	路線名	延長 (km)
41	山形停車場桜町線	0.3
42	横町通線	0.2
43	栄町八日町通線	0.8
44	本町東原町線	0.6
45	東原10号線	0.3
46	諏訪町幹線	0.4
47	小立街道線	1.5
48	県陸上競技場北線	0.8
49	城南34号線	0.3
50	十日町双葉町線	1.1
51	上町中央線	0.2
52	山形停車場医学部線	3.6
53	大宝寺通線	0.5
54	美畑町八日町線	0.9
55	鉄砲町南線	0.2
56	南26号線	0.2
57	荒楯17号線	1.1
58	吉原幹線	0.8
59	白山若宮線	0.6
60	菅沢二位田線	0.9
61	鈴川中央線	0.3
62	北山形桧町線	0.1
63	山形停車場西口線	0.3
64	東北芸術工科大学正門線	0.4
65	須川サイクリングロード	13.9
66	間沢寒河江山形自転車道 (さくらんぼサイクリングロード)	8.8

■ 自転車ネットワーク路線一覧 (2/2)

3. 自転車通行空間の整備

(1) 整備形態の種類

自転車通行空間の種別・幅員構成・整備イメージは下表の通りである。

■自転車通行空間の定義

種 別	幅員構成・整備イメージ
自転車道	
自転車専用通行帯	
車道混在	
自転車歩行者道	※歩行者交通量が多い道路にあっては4.0m以上、その他の道路にあっては3.0m以上

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省）、
道路構造令（昭和45年 政令第320号）

(2) 整備方針

①自転車通行空間について

国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に基づき、歩行者及び自転車の安全性・快適性の向上の観点から、路線ごとに交通状況（自動車の規制速度及び交通量等）、道路状況（道路横断面構成）、沿道状況（乗り入れ、土地利用状況等）に配慮しつつ、下図の方針により、自転車通行空間の整備形態を道路管理者にて選定する。

■整備形態の選定フロー

	A 自動車の速度が高い道路	B A, C 以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と 自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安	速度が 50km/h 超	A, C 以外の道路	速度が 40km/h 以下、 かつ自動車交通量が 4,000 台/日以下
完成形態	自転車道(※1) (自転車歩行者道(※2))	自転車専用通行帯 (自転車歩行者道(※2))	車道混在 (自転車歩行者道(※2))
暫定形態(※3)	自転車専用通行帯(※4)	車道混在(※5)	

※1 融雪施設の整備等により通年で安全な自転車の通行空間を整備できる場合
通行方法は一方通行とする

※2 令和4年度時点で自転車歩行者道を整備済み、または整備中の場合、若しくは
交通状況等を踏まえ、やむを得ず自転車歩行者道を活用せざるを得ない場合
なお、道路構造令等の改正により、自転車歩行者道の整備要件を変更する必要
が生じた場合には、関係機関と協議のうえ対応するものとする

※3 下記いずれにも該当する既存道路
①道路の状況により完成形態での整備が当面困難である
②車道を通行する自転車利用者の安全性を速やかに確保する必要がある

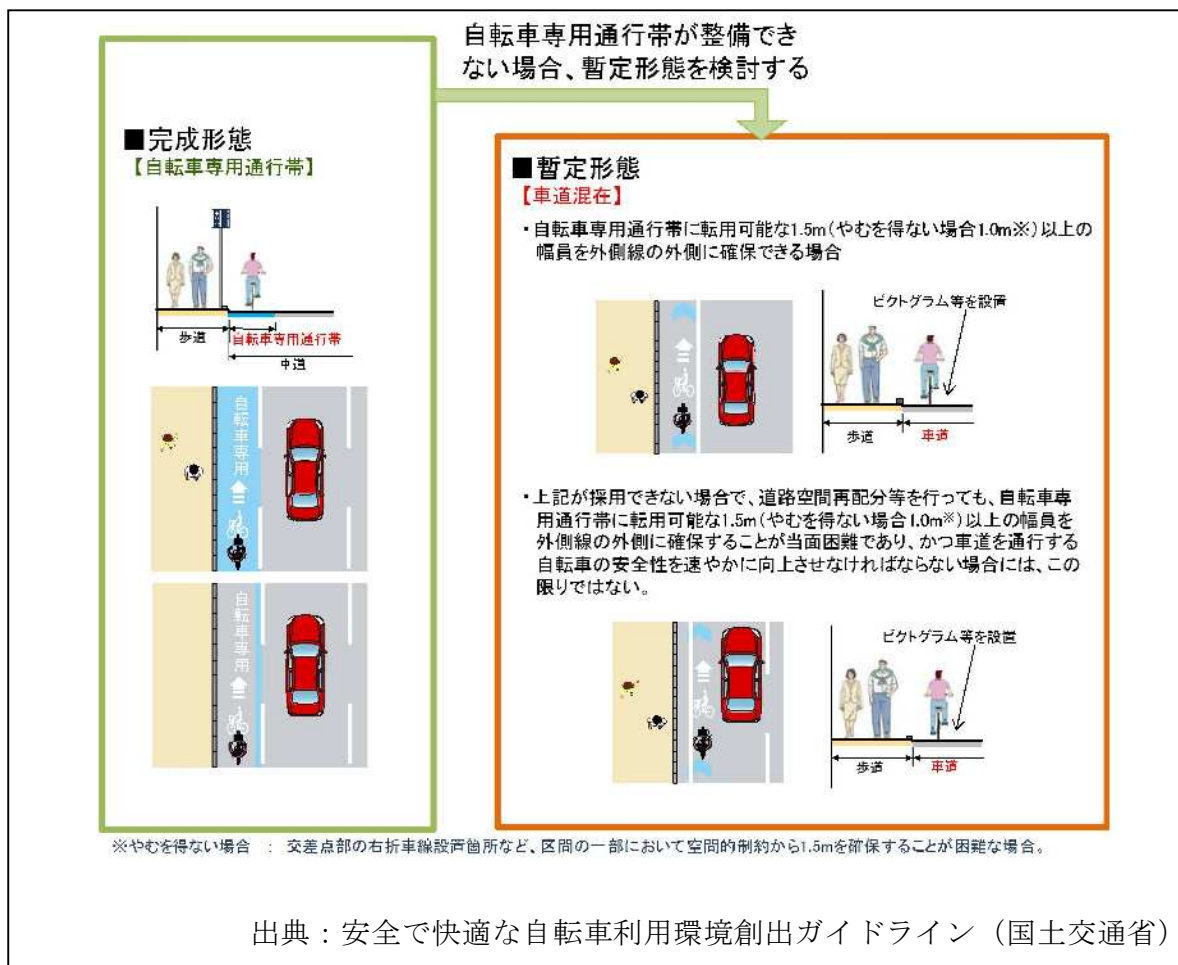
※4 幅員を2m確保できない場合
幅員を2m確保できる場合であっても、融雪施設の整備等が行えない場合は、
自転車専用通行帯を完成形態とみなす

※5 幅員を1.5m確保できない場合

整備にあたっては、完成形態を原則とするが、道路の状況により完成形態での整備が当面困難である場合、かつ車道を通行する自転車利用者の安全性を速やかに確保する必要がある場合には、暫定形態での整備も可能とする。

暫定形態にて整備を行った路線については、道路の大規模改修等の際に完成形態での整備を行うものとする。

■ 暫定形態による整備例



②路面等について

今後、路面等の整備を行うにあたり、自転車の安全性の向上を図るため、平坦性を確保し、通行の妨げとなる段差や溝の無い構造となるよう努めるものとする。

歩車道境界ブロックについては、必要に応じて、エプロン幅が狭く、自転車走行空間を広く確保できるものを採用するなど、出来る限り走行性能を妨げないよう留意する。

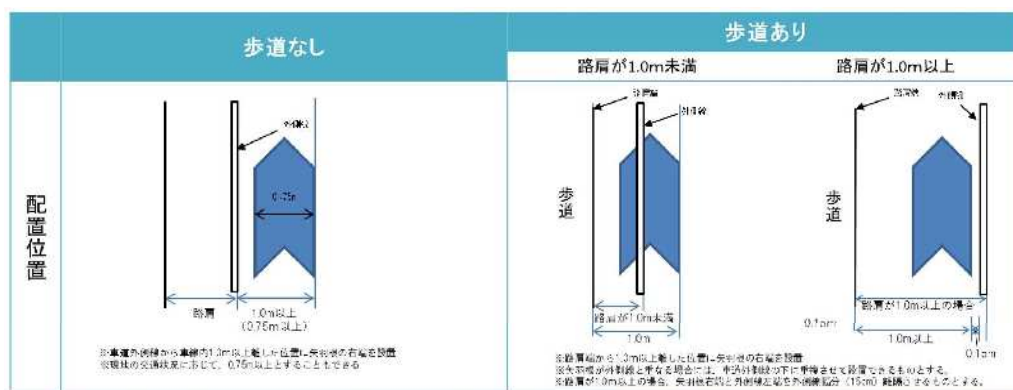
また、橋梁の伸縮装置については、縦に隙間ができる構造を避けるなど、自転車のタイヤが溝に挟まることを防止し、安全な走行に配慮した構造となるよう努めるものとする。



出典：山形県自転車ネットワーク計画

③道路標示・道路標識、路面表示・看板等について

歩行者、自転車、自動車の通行空間等を道路利用者に明確に示すため、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づくネットワーク形成および県の「山形県自転車ネットワーク計画」に準拠した、道路標示・道路標識、路面表示・看板等の設置を行う。



出典：山形県自転車ネットワーク計画

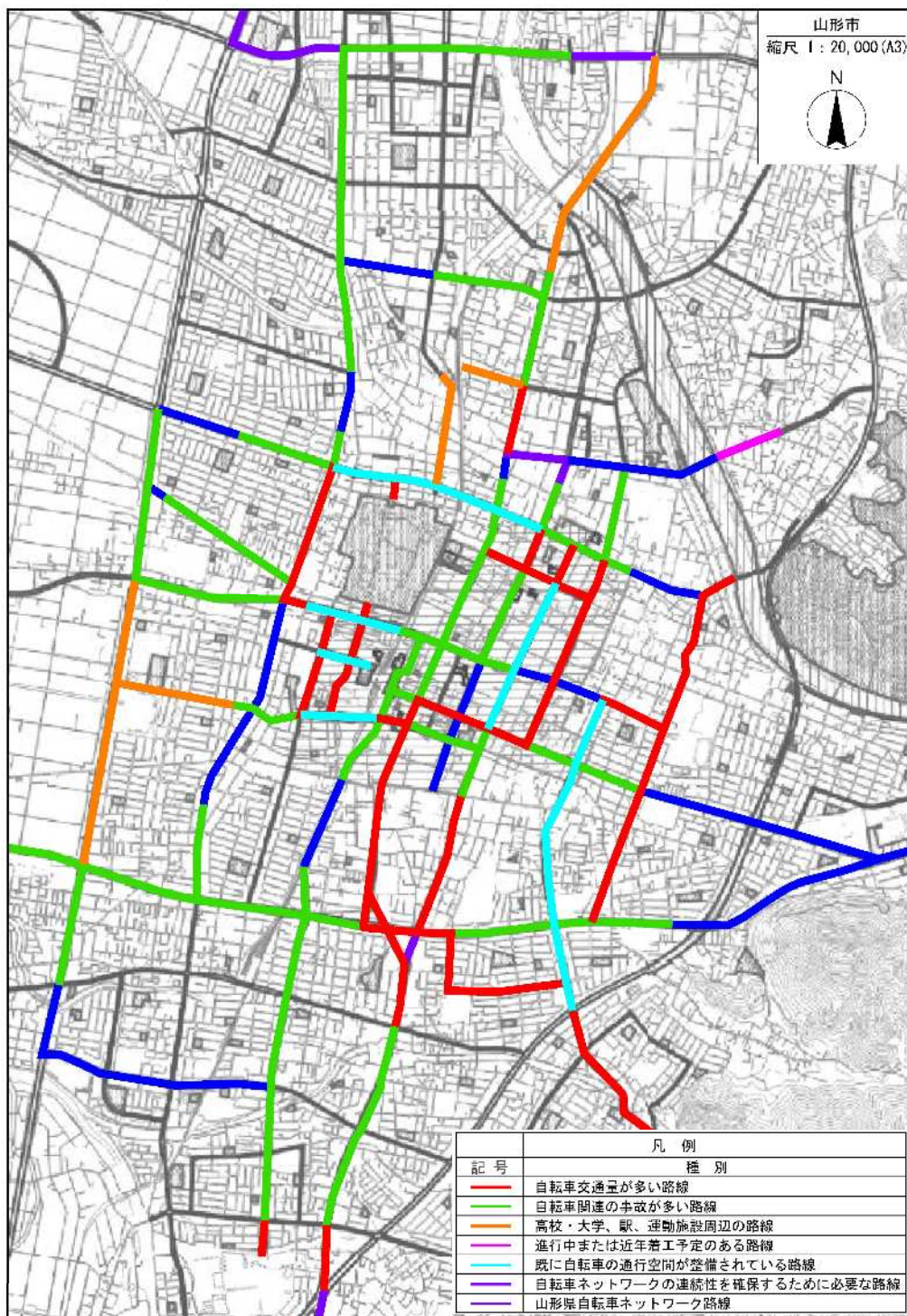
(3) 整備路線の優先順位

以下の項目を考慮し、優先整備路線を選定する。

- (ア) 高校周辺など、高校生の利用が多い路線
- (イ) 観光客の利便性に配慮すべき路線
- (ウ) 現在、自転車通行空間の整備計画がある路線
- (エ) 道路利用者や住民の理解が得られる路線

(4) その他

利用者が多い都市公園内の通路について、自転車通行空間の整備を検討する。



■自転車ネットワーク路線拡大図